

改正建築基準法（シックハウス対策関係）に係る取扱い（北海道用） ～ 確認申請編 ～

北海道建設部建築指導課

1 確認申請時の記載事項等

施行規則に明記されていないが、シックハウス対策の措置を確認するために必要となる添付図書又は記載事項は次のとおりとする。

(1) 添付・記載が必要な事項

使用建築材料表 換気種別及び換気ブロック（エリア）毎に換気回数を算定した表 各居室（居室と一体部分を含む）毎に、天井裏等への措置を記載した表
--

これらの様式については「シックハウス対策マニュアル」に示されている。

～ の様式に代わるものとして、「化学物質に対する衛生上の措置チェックリスト」を用いることができるものとする。

各階平面図に換気計画部分及び換気経路を明示する。

(2) 建築材料制限に係る留意事項

内装の仕上げの使用面積(重複部分)

壁紙、接着剤、壁紙用下地ボードなど、内装の仕上げが重複している場合の仕上げの種別は、制限の一番厳しい建築材料とし、面積の加算は行わない。

非居室空間の扱い

区 分	居室との関係		換気計算	内装制限	小屋裏等
玄関、廊下、階段 洗面所、トイレ、浴室	換気経路とする				×
	換気経路としない		×	×	×
居室に存する 収納スペース ウォークインクローゼット	換気経路とする	給気経路			×
		排気経路	×	×	
	換気経路としない		×	×	

(3) 換気計画に係る留意事項

居室と廊下等との間の建具と換気計画上の取扱いは次のとおりとする。

- a. 開き戸は、原則として換気経路とならないものであるが、高さ1cm程度のアンダーカットや換気グリ等の通気措置がなされている場合は、換気計画上一体として扱う。

b.折れ戸、引き戸、ふすま及び障子は、その換気計画の意図によって、換気計画上一体又は分離のどちらでも扱えるものとする。

c.上記 a .b.に関わらず、法28条第4項（採光規定）において2室を1室とみなしている場合は、換気計画上一体として扱うものとする。

居室と収納スペース等の中の建具の換気計画上の取扱は次のとおりとする。

換気計画上一体とする場合は居室扱いとし、一体としない場合は天井裏等の扱いとする。

平成15年告示第273号における天井高さの算定においては、換気計画部分ごとの室容積(収納スペースを除く)を当該床面積で除したものを平均天井高として扱う。

なお、天井高さの算定における室容積及び床面積（以下「室容積等」という。）に含む部分の取扱いは、次のとおりとする。

a.室容積等に含む部分（人の立ち入る部分）

廊下、玄関、階段、納戸、ウォークインクローゼット、便所、浴室、洗面所及び小屋裏物置等（人の立ち入るものに限る）

b.室容積等に含まない部分（人の立ち入らない部分）

天井裏、床下、押入、クローゼット及び作り付け家具の内部等

ダクトレスの熱交換換気ユニット（ロスナイ等）は、同時給排気の換気設備であるため、1室のみの換気設備としては認められるが、ドア等の換気経路を介して複数空間を一体換気する換気計画には、原則として用いることができないものとする。

換気量等の計算を外部に依頼した場合は、申請書第2面の「建築設備に関し意見を聞いた者」の欄に記載する。

2 計画変更確認の取扱い

(1) 施行日前に申請された建築確認

確認申請が平成15年6月中に出された建築計画で、工事の着手が平成15年7月1日以降となるものは、原則として計画変更確認申請を要するものとする。

ただし、平成15年6月中に出された確認申請において、申請者からの申し出により工事着手が平成15年7月1日以降となることが明らかであり、申請書の設計内容及び添付図書が平成15年7月1日以降の改正法に対応したものとなっている場合は、改正法に基づき審査を行い、完了検査時点で審査内容からの計画変更確認申請扱いとなる変更が無いときは、計画変更確認申請は不要として取り扱うこととする。

(2) 計画変更確認申請の要否

計画確認変更申請が不要な場合については、規則3条の2に規定されているが、次のいずれかに該当する場合についても計画変更確認を要さないものとし、要否の例を下表にあげる。

a.確認申請の添付図書に明示する必要のない事項の変更

b.材料又は構造の同等又は安全側への変更

c.その他、明らかに安全側となる変更

計画変更確認を要する場合	計画変更確認を要さない場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用建築材料のグレードダウンとなる変更 ・ 規制対象建築材料使用面積の増加 ・ 換気対象となる範囲の拡大 ・ 換気量減少となる換気設備の変更 ・ 内装制限、天井裏等の措置の適用が変更となる換気経路の変更 ・ 天井裏等の措置方法の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用建築材料の同等又はグレードアップとなる変更 ・ 規制対象建築材料使用面積の減少 ・ 換気対象となる範囲の減少 ・ 換気量減少とならない換気設備の変更 ・ 内装制限、天井裏等の措置の適用が変更とならない換気経路の変更 ・ 内装制限、天井裏等の措置の適用が変更とならない換気種別の変更

換気経路、換気種別自体は直接の審査項目とならないため、これらの変更に伴い、換気量、内装制限、小屋裏等の措置が変更となるものについて、計画変更確認として扱う。

天井裏等の措置方法の変更とは、平成15年告示第274号第1三号の区分による措置方法の変更を言い、気密層や通気止めの等の材料の変更は該当しない。

平成15年6月30日以前に工事に着手していたと認められる建築物の計画変更確認については、当該建築物の工事着手時点の法令が適用されることから、シックハウス対策規定については、適用されない。

(3) 計画変更確認申請手数料

シックハウス対策規定に係る計画変更確認申請の手数料算定上の床面積は次のとおりとする。

区 分	手数料算定上の床面積
建築材料の変更	0 m ²
換気設備の変更	0 m ²
換気経路等換気計画の変更	0 m ²
天井裏等	0 m ²

主要構造部の構造体の変更を伴わない変更については、変更項目が複数ある場合であっても、全体で、手数料算定床面積は0 m²となる。

シックハウス関係規定の新規適用に伴う計画変更確認申請の手数料算定上の床面積は0 m²とする。

3 既存不適格建築物の増築等の取扱い

平成15年7月1日以降に、既存不適格建築物の増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替えを行う場合は、棟単位でシックハウス対策規定を適用する。

施工後5年以上経過の確認

施工後5年以上の起点の確認は、チェックリストが添付されている場合は、チェックリストの「従前建設等の年度」欄の記載により行う。

a. 施工後5年以上の起点は、原則として完了検査年月日とするが、登記簿等の他の公的資料による建物完成年月日とすることも可能である。

完了検査年月日は検査済証（写し）の提出または確認台帳により確認する。

b. 施工後5年以上の終点は、当該増築等の工事完了予定の日とし、確認申請段階で5年が経過していない場合であっても、増築等の工事の完了検査の段階で5年が経過していれば支障がないものとして取り扱う。

施工後5年以内の建築材料で、ホルムアルデヒド発散等級が確認できないものについては、無等級（第1種ホルムアルデヒド発散建築材料）として取り扱う。